柳井市分別収集計画

令和７年６月

柳　井　市

目　　次

1　計画策定の意義・・・

柳井市分別収集計画

令和７年６月

１　計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第８条に基づき、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物の分別収集と地域における容器包装廃棄物の３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となった積極的な取組が行われるよう策定したものである。

本計画に掲げられた施策の展開によって、容器包装廃棄物の３Ｒを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用を図り、循環型社会の形成を目指すものである。

２　基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり

・すべての関係者が一体となった取組による、環境負荷の少ない循環型社会の構築

・廃棄物の適正処理及び地域の環境保全の推進

３　計画期間

本計画の計画期間は、令和８年４月を始期とする５年間とし、令和１０年度に見直す。

４　対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

５　各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第８条第２項第１号）

		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
金属	スチール製容器	66t	65t	64t	63t	62t
	アルミ製容器	161t	159t	155t	153t	150t
ガラス	無色のガラス製容器	143t	141t	139t	136t	134t
	茶色のガラス製容器	176t	173t	171t	168t	165t
	その他の色のガラス製容器	77t	76t	75t	73t	72t
紙類	飲料用紙容器	66t	65t	64t	63t	62t
	段ボール	474t	466t	458t	451t	444t
	その他の紙製容器包装	375t	369t	363t	357t	351t
プラスチック	ペットボトル	331t	325t	320t	315t	310t
	白色トレイ	33t	33t	32t	31t	31t
	その他のプラスチック製容器包装（白色トレイを含まない）	1,102t	1,084t	1,066t	1,049t	1,032t
容器包装廃棄物全体		3,008t	2,959t	2,911t	2,863t	2,817t
収集ごみ全体(粗大ごみを除く)		11,019t	10,840t	10,662t	10,488t	10,317t

６　容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第８条第２項第２号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力及び連携を図ることが重要である。

（１）柳井市廃棄物減量化・再生利用推進協議会

市民団体・消費者関係、販売・小売業者関係、行政等で組織し、ごみの減量化・再生利用を効果的に推進するため、再生利用に係る実態把握、今後の推進方策に関する意見等を求める。

（２）環境衛生推進員

各自治会に１人の環境衛生推進員を委嘱し、地域における自主的・組織的な活動として環境美化活動を行うとともに、ごみの減量化・資源化推進のため、地域住民にごみ出しルールの徹底や分別排出の指導及び啓発活動を行う。

（３）資源ごみの回収推進事業

生活環境の保全とごみの減量化及び資源の有効利用に資するため、自治会、ＰＴＡ、子供会、老人クラブ等営利を目的としない団体が、再利用又は再生利用が可能な資源ごみを回収し、回収業者に売却あるいは引き取らせることに対し奨励金を交付する。また、回収業者が前述の団体から資源ごみを買い取りあるいは引き取る場合においても奨励金を交付する。

（４）環境教育・啓発活動

学校や地域社会における環境教育、ごみ処理施設の見学会などの機会を活用し、ごみ排出量の増大、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

（5）分別収集推進活動

分別収集の促進を図るため、各自治会に委託し、分別収集指導員による収集場所における分別の指導を行う。

（6）販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用を削減する。

7　分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第８条第２項第３号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第２条第６項に規定する主務省令で定める物と量の見込み（法第８条第２項第４号）

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	31t		31t		30t		30t		29t	
主としてアルミ製の容器	28t		28t		27t		27t		27t	
無色のガラス製容器	(合計) 72t		(合計) 71t		(合計) 70		(合計) 69t		(合計) 68t	
	(引渡量) 72t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 71t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 70t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 69t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 68t	(独自処理量) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 91t		(合計) 89t		(合計) 88t		(合計) 86t		(合計) 85t	
	(引渡量) 91t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 89t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 88t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 86t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 85t	(独自処理量) 0t
その他の色のガラス製容器	(合計) 38t		(合計) 37t		(合計) 37t		(合計) 36t		(合計) 36t	
	(引渡量) 38t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 37t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 37t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 36t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 36t	(独自処理量) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0t		0t		0t		0t		0t	
主として段ボール製の容器	120t		118t		116t		114t		112t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 41t		(合計) 41t		(合計) 40t		(合計) 39t		(合計) 39t	
	(引渡量) 41t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 41t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 40t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 39t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 39t	(独自処理量) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t
（うち白色トレイ）	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t

９　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込みを、直近年度の分別基準適合物等の収集実績に人口変動率をかけた数値で算出した。

なお、人口変動率は、令和2年度から令和7年度の4月1日現在の住民基本台帳人口の動向を勘案し、次のとおり設定した。

8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
28,505人 （対前年度比） 98.37％	28,040人 （対前年度比） 98.37％	27,582人 （対前年度比） 98.37％	27,132人 （対前年度比） 98.37％	26,689人 （対前年度比） 98.37％

10　分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第８条第２項第５号）

分別収集は、現行の収集体制の他、民間委託により行う。

容器包装廃棄物の種類		収集にかかる分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	委託業者による定期収集 資源ごみ集団回収	民間業者 民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	市又は委託業者による定期収集	市
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙容器	紙パック	資源ごみ集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール	委託業者による定期収集 資源ごみ集団回収	民間業者 民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	市

11　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第８条第２項第６号）

ガラスびんとペットボトルについては、当市の不燃物処理場で分別及び選別を行い、缶類については、民間に委託して選別を行っている。当面は、現行の収集・中間処理体制を維持する。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	袋	２ｔダンプ車	民間業者（選別、圧縮、保管施設）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	袋	２ｔごみ収集車	柳井市不燃物処理場（選別、保管施設）
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
飲料用紙容器	紙パック	切り開いて乾燥させて紐で十字に縛る	２ｔ又は４ｔダンプ車	民間業者（選別、保管施設）
段ボール	紙類	紐で十字に縛る	２ｔ又は４ｔダンプ車	民間業者（選別、保管施設）
ペットボトル	ペットボトル	網かご	２ｔごみ収集車	柳井市不燃物処理場（選別、保管施設）

分別収集に必要な施設計画

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考
【排出段階】				
１ 排出容器				
１ 袋	a 缶類（スチール缶、アルミ缶混合）	現行の収集方法を活用する ・各家庭から排出されたものを、委託により収集し、民間業者へ運搬する	市	
	b びん類（無色、茶、その他混合）	現行の収集方法を活用する ・びん類、ガラス・残灰・陶器類、乾電池の３種類に分別し、別々の袋で排出されたものを、市又は委託業者により収集し、不燃物処理場へ運搬する	市	
２ 紐で十字に縛る	c 紙パック d 段ボール	現行の資源ごみの集団回収を活用する ・市内各地域で実施されている資源ごみ回収の紙類として、収集する	回収実施団体	
３ 網かご	e ペットボトル	資源ごみステーションの排出量に応じた個数を設置、委託業者により収集	市	

2　集積場所				
1 ステーション	a 缶類（スチール缶、アルミ缶混合） b びん類 e ペットボトル	従来の不燃ごみのステーションを利用する 資源ごみのステーションを活用	地元利用者	
2 集団回収ごみ集積場所	c 紙パック d 段ボール	回収実施団体が集団回収ごみを集積するために一時的に定める場所	回収実施団体	
【運搬段階】				
1 専用車両				
1 2ｔダンプ車	a 缶類（スチール缶、アルミ缶混合） e ペットボトル	収集委託業者所有の車両を利用 数量：１台	民間業者	
2 2ｔ ごみ収集車	b びん類（無色、茶、その他混合）	市又は委託業者所有の車両を利用 数量：５台	市又は市委託業者	
3 2ｔ又は4ｔダンプ車	c 紙パック d 段ボール	資源ごみの引取業者の車両を利用	民間業者	
【中間処理段階】				
1 中間処理施設				
1 選別・圧縮施設	a 缶類（スチール缶、アルミ缶混合） e ペットボトル	民間業者所有の磁気選別機と手選別により、スチールとアルミに選別する 柳井市不燃物処理場に設置した圧縮減容機により処理	民間業者 市	
2 手選別施設	b びん類（無色、茶、その他混合）	柳井市不燃物処理場の手選別施設でパート職員５人により色別に選別する	市	
3 集団回収ごみ選別施設	c 紙パック d 段ボール	民間業者にて集団回収ごみを品目別に選別する	民間業者	
【保管施設】				
1 保管施設				
1 ストックヤード	a 缶類（スチール缶、アルミ缶混合） b びん類（無色、茶、その他	民間業者所有のストックヤードに保管する 柳井市不燃物処理場のストックヤードに保管する	民間業者 市	

	混合） c 紙パック d 段ボール e ペットボトル	民間業者所有のストックヤードに保管する 柳井市不燃物処理場のストックヤードに保管する	民間業者 市	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

（1）本市の廃棄物行政のあり方や推進方策等について、市民及び行政が一体となって協議し、循環型社会を推進するため、柳井市廃棄物減量化・再生利用推進協議会を開催し、容器包装の分別収集の円滑かつ効率的な推進を図る。

（2） 自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、引き続き奨励金の交付を継続していく。

《特記事項》

1　分別収集状況

本市では、可燃ごみ（燃やせるごみ）、資源ごみ（缶・金属類、びん、ペットボトル、紙類）、不燃ごみ（埋立ごみ）、その他のごみ（乾電池）、粗大ごみの８種について分別収集を行っている。

また、市民団体による集団回収ごみ（新聞、雑誌、段ボール、布、アルミニウム）については、分別推進活動が定着しているが、平成 12 年度からはペットボトル、平成 13 年度からは紙類の定期収集も行っている。

当市における分別収集状況を図 1-1 に示す。

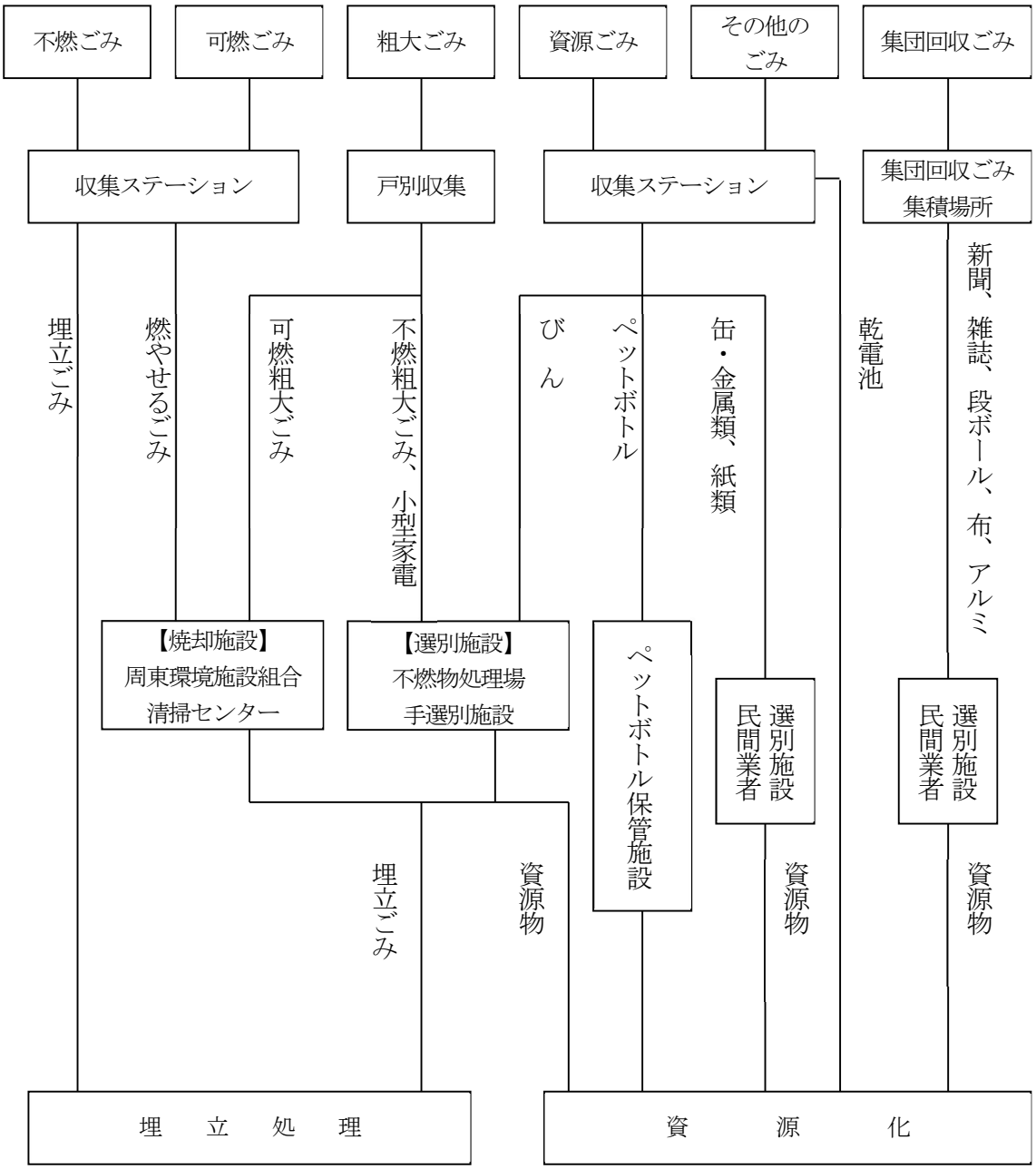


図 1-1　　分別収集フロー

２　容器包装廃棄物排出の見込み量算定の考え方

本市におけるごみ排出量の見込み（粗大ごみを除く）は、令和６年度の収集実績に人口変動率を乗じて推計した。

なお、容器包装廃棄物の組成調査は実施していないため、「市町村分別収集計画作成の手引き（十一訂版）」（環境省、令和７年３月）の表 2-3-1「ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率」の平均値を用い、びん類の色別の量のみ本市の排出実績の割合を用いて推計した。

◎ 収集ごみ量と直接搬入ごみ量（粗大ごみを除く）

ごみ排出実績（令和元年～令和６年度）

（単位：t）

	可燃ごみ	不燃ごみ	計
元年度	11,361	1,690	13,051
２年度	11,000	1,786	12,786
３年度	10,876	2,541	13,417
４年度	10,890	1,616	12,506
５年度	10,360	1,832	12,192
６年度	9,993	1,395	11,388

ごみ排出量見込み（令和７～12 年度）

（単位：t）

	可燃ごみ	不燃ごみ	計
７年度	9,830	1,372	11,202
８年度	9,669	1,350	11,019
９年度	9,512	1,328	10,840
10 年度	9,356	1,306	10,662
11 年度	9,204	1,285	10,488
12 年度	9,053	1,264	10,317

容器包装廃棄物排出見込み量

（単位：ｔ）

	スチール	アルミ	ガラス（びん）	飲料用紙容器	段ボール	その他紙製容器包装	ペットボトル	白色トレイ	その他プラ製容器	容器包装全体	収集ごみ全体
	0.6%	1.4%	3.6%	0.6%	4.3%	3.4%	3.0%	0.3%	10.0%	27.3%	100.0%
８年度	66	154	397	66	474	375	331	33	1,102	3,008	11,019
９年度	65	152	390	65	466	369	325	33	1,084	2,959	10,840
10 年度	64	149	384	64	458	363	320	32	1,066	2,911	10,662
11 年度	63	147	378	63	451	357	315	31	1,049	2,863	10,488
12 年度	62	144	371	62	444	351	310	31	1,032	2,817	10,317

◎自家処理ごみ量、集団回収資源化量、紙類ステーション回収量

ごみ排出量見込み

（単位：ｔ）

	自家処理ごみ量	集団回収資源化量	紙類ｽﾃｰｼｮﾝ回収量	計
８年度	0	281	88	369
９年度	0	276	87	363
10 年度	0	272	85	357
11 年度	0	267	84	351
12 年度	0	263	82	345

集団回収資源化量中の容器包装廃棄物別排出見込み量

（単位：ｔ）

	段ボール	アルミ	その他 集団回収	計
8 年度	99	7	175	281
9 年度	97	7	172	276
10 年度	95	6	171	272
11 年度	94	6	167	267
12 年度	92	6	165	263

紙類ステーション回収の種類別見込み量

（単位：ｔ）

	新聞紙	雑誌	段ボール	計
8 年度	40	27	21	88
9 年度	40	26	21	87
10 年度	39	26	21	85
11 年度	38	25	20	84
12 年度	38	25	20	82

全ごみ（粗大ごみを除く）の中の容器包装廃棄物排出見込み量

（単位：ｔ）

	スチール	アルミ	ガラス（びん）	飲料用紙容器	段ボール	その他紙製容器包装	ペットボトル	白色トレイ	その他プラ製容器	容器包装全体	収集ごみ全体
8 年度	66	161	397	66	594	375	331	33	1,102	3,125	11,388
9 年度	65	159	390	65	584	369	325	33	1,084	3,074	11,203
10 年度	64	155	384	64	574	363	320	32	1,066	3,022	11,019
11 年度	63	153	378	63	565	357	315	31	1,049	2,974	10,839
12 年度	62	150	371	62	556	351	310	31	1,032	2,925	10,662

３　分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び主務省令で定める物の見込み量の算定の考え方

◎ガラス(びん)の収集量と資源化量

ガラス(びん)の特定分別基準適合物の量は、令和６年度の収集実績に人口変動率を乗じて推計した。

また、びん類の色別の量については、令和 2 年度から令和 6 年度までの色別資源化率（無色：35.9%、茶色：45.1%、その他：18.9%）を用いて推計した。

実績（令和2～令和６年度）

（単位：ｔ）

	収集量	資源化量
2 年度	259	213
3 年度	246	250
4 年度	235	217
5 年度	203	192
6 年度	193	214

見込み量（令和8～12 年度）

（単位：ｔ）

	収集量	資源化量
8 年度	204	201
9 年度	200	198
10 年度	197	194
11 年度	194	191
12 年度	191	188

特定分別基準適合物の内訳（令和 8～12 年度）

（単位：ｔ）

	無色	茶色	その他
8 年度	72	91	38
9 年度	71	89	37
10 年度	70	88	37
11 年度	69	86	36
12 年度	68	85	36
平均	35.9%	45.1%	18.9%

◎スチール缶及びアルミ缶

スチール及びアルミの量については、令和６年度の収集実績にアルミは集団回収分を加えて人口変動率を乗じて推計している。

スチールの量

（単位：ｔ）

	排出量	収集量
8 年度	66	31
9 年度	65	31
10 年度	64	30
11 年度	63	30
12 年度	62	29

アルミの量

（単位：ｔ）

	排出量	収集量
8 年度	161	28
9 年度	159	28
10 年度	155	27
11 年度	153	27
12 年度	150	27

◎紙パック及び段ボール

紙パックの量については、集団回収分に人口変動率を乗じて推計し、段ボールの量については、集団回収分及び紙類ステーション回収の見込み量から算出している。

紙パック

（単位：ｔ）

	集団回収資源化量	
		うち紙パック収集量
8 年度	273	0
9 年度	268	0
10 年度	264	0
11 年度	260	0
12 年度	255	0

段ボール

（単位：ｔ）

	集団回収資源化量		ステーション回収		段ボール収集量計
		うち段ボール収集量		うち段ボール収集量	
8 年度	273	99	88	21	120
9 年度	268	97	87	21	118
10 年度	264	95	85	21	116
11 年度	260	94	84	20	114
12 年度	255	92	82	20	112

◎ペットボトル

ペットボトルの量については、令和６年度の収集実績に人口変動率を乗じて推計した収集量に、令和２年度から令和６年度までの資源化率の平均（94.5%）を乗じたものとしている。

（単位：ｔ）

	収集量	資源化量
2 年度	42	43
3 年度	44	42
4 年度	46	43
5 年度	45	46
6 年度	46	45

（単位：ｔ）

	収集量	資源化量
8 年度	43	41
9 年度	43	41
10 年度	42	40
11 年度	41	39
12 年度	41	39
	平均	94.5%